

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書
令和 年度（令和 年分相当分）

中札内村長 様

住 所

納税義務者 氏 名

電 話

◆ 確定申告した（予定含む）上場株式等の所得			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）

（注意）上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

◆ 申告する課税方式の口にチェックをつけてください。

- 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
- 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得として申告します。

※住民税申告を行う所得等を記入してください。

※住民税申告を行う所得等を記入してください。			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

(注意事項)

※この申出書の提出期限は、村民税・道民税納税通知書が送達される日までとなっています。期限後の申出については受付することができませんのでご注意ください。

※申出書提出の際は、「確定申告書の写し」及び「特定口座年間取引報告書」などの配当所得・譲渡所得に関する書類の写しも一緒に提出してください。